

役員等の報酬等に関する規程

社会福祉法人 光陽会

役員等の報酬等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人光陽会の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事・監事及び評議員等を言う。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬及び通勤手当を支給する。ただし、常勤役員等が施設職員を兼務している場合は職員給与規程に基づき給与を支払うこととし、報酬は支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表1の通り費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表1の費用弁償額を超える場合には旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、別表1の費用弁償は行わない。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表2に定める額
 - (2) 通勤手当については職員給与規程第13条の規定に準ずる額
- 2 常勤役員等が職務のため出張したときは、別に定める職員旅費規程に基づき旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- 報酬については、毎月21日とする。ただし、その日が休日にあたる場合は職員給与規程第5条第2項に準じた日とする。
- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
 - 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公 表)

第6条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月17日の定時評議員会議決後から施行する。

別表1 非常勤役員等の法人業務執行時の費用弁償額

名 称		費用弁償額	業務内容
理 事	1日	5,000円	理事会及び理事会以外の法人業務
監 事	1日	5,000円	理事会、評議員会、監事監査及び上記以外の法人業務
評議員	1日	5,000円	評議員会及び評議員会以外の法人業務
苦情対応第三者委員	1日	5,000円	理事会(任意)及び苦情対応関係
評議員選任・解任委員	1日	5,000円	評議員選任・解任委員会

別表2 常勤役員等の報酬等

名 称		報酬額	業務内容
常勤理事	1月	350,000円	法人業務全般